

2022年7月23日  
株式会社 PHG 琉球マネジメント  
(琉球ホテル&リゾート 名城ビーチ)

### 個人情報の開示手続きについて

個人情報開示のご請求は、後記 3. の注意事項をご確認の上、所定の申請書およびご本人様であることの確認書類と手数料・郵送料をご同封頂き、下記担当窓口にご郵送下さい。開示は書面にて行い、ご本人の住民票記載の住所に本人限定受取郵便（特例型）にて郵送いたします。

〒901-0351 沖縄県糸満市名城 963  
株式会社 PHG 琉球マネジメント（琉球ホテル&リゾート 名城ビーチ） 管理部  
電話：098-997-5060  
ファックス：098-997-5112  
メールアドレス：ryukyu-general\_affairs\_all@premierhotel-group.com

なお、上記窓口の受付時間は、月曜日から金曜日まで（ただし、祝祭日および会社休業日を除きます）の午前10時から午後5時までとさせていただきます。

#### 1. 申請に必要な書類について

(1) 個人情報開示申請書：[「開示申請書」](#)をご使用願います。

(2) ご本人であることの確認書類

住民票（なお、外国人の方は外国人登録証明書。いずれも取得後3か月以内のものに限ります）、および公的機関が発行した氏名住所の記載のある身分証明書のコピー（例：運転免許証、保険証、パスポート等）を各1通ずつ。

住民票および身分証明書の両方が必要です。

#### ※ 代理人による開示のご請求について

開示のご請求を代理人が行う場合には、上記②の書類に代えて、下記(1)または(2)の書類を同封して下さい。

(1) 法定代理人の場合

下記の書類をすべてご用意下さい。

(i) 法定代理権があることを証する書類

本人が未成年者の場合：戸籍謄本1通（取得後3か月以内のものに限ります）

本人が成年被後見人の場合：登記事項証明書1通（取得後3か月以内のものに限ります。なお、詳細は法務局にご確認下さい。）

(ii) 法定代理人の本人確認の書類

法定代理人の住民票（あるいは外国人登録証明書。いずれも取得後3か月以内のものに限ります）、および公的機関が発行した氏名住所の記載のある身分証明書のコピー（例：運転免許証、保険証、パスポート等）を各1通ずつ。

住民票および身分証明書の両方が必要です。

(2) 委任による代理人の場合

下記の書類をすべてご用意下さい。

(i) 委任状（必ず実印で押印下さい）1通

(ii) 代理人の住民票（あるいは外国人登録証明書。いずれも取得後3か月以内のものに限ります）、および公的機関が発行した氏名住所の記載のある身分証明書のコピー（例：運転免許証、保険証、パスポート等）を各1通ずつ。

住民票および身分証明書の両方が必要です。

(iii) 本人の住民票、および印鑑証明書（いずれも取得後3か月以内のものに限ります。）を各1通ずつ。

こちらも両方必要です。

## 2. 手数料等について

(1) 1回のご申請ごとに、下記の手数料、郵送料が必要です。

・手数料および郵送料：2,000円

(2) 手数料等のお支払方法

2,000円分の郵便定額小為替を申請書に同封して下さい。

なお定額小為替は、発行後3か月以内のものでお願いいたします。また、表面・裏面のいずれにも、絶対に何も記載しないで下さい。

## 3. 注意事項

(1) 必要事項がすべて記載された所定の開示申請書、ご本人様であることの確認書類および手数料・郵送料の一式を上記担当窓口にて受領した時点で、お客様からの正式な開示請求がなされたものとさせていただきます。

(2) 所定の申請書類に不備がある場合には、開示できないことがあります。また、開示請求に伴う手数料等の支払いがない場合には、開示できません。

(3) 代理人による申請の場合に、代理権が確認できない場合は開示いたしません。また、代理権の確認のためご本人様に連絡させて頂く場合があります。

- (4) 個人データ確認手続きの関係上、開示書類のお渡しに時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。
- (5) 調査の結果、対象となる個人データを保有していない場合には、その旨を通知いたします。
- (6) ご本人様または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れのある場合、弊社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす場合、法令に違反することになる場合には、全部または一部を不開示とさせていただきます。
- (7) 開示の方法は書面により行い、原則として本人を受取人とし、住民票に記載の住所に本人限定受取郵便（特例型）で郵送します。（委任による代理人が申請者の場合でも、開示対象者本人を受取人として住民票に記載の住所に郵送します。法定代理人が申請者の場合には法定代理人を受取人として、住民票に記載の住所に郵送します。）

なお、封筒には受取人の電話番号を記載します。郵便物の受け取りにつきましては、郵便局から受取人宛に連絡等があり、本人確認のうえで、受取人の住所または郵便局で郵便物を受け取ることができます。
- (8) この開示手続きでご提供された個人情報、本人確認、保有個人データとの照合、本人または申請者（代理人）との連絡等の開示手続きに必要な範囲に限り利用させていただきます。
- (9) 申請書類はご返却いたしません。また弊社の過失により情報開示ができない場合を除いて手数料等もご返却いたしません。

以上